

本年11月頃に、被扶養者に係る資格の確認調査を実施予定です。

確認調査対象の方には、所属所長あてに通知文をお送りします。

例年、被扶養者の就職や収入超過等により遡って認定取消となってしまうケースがあります。遡及期間が長期になる場合、高額な医療費を返還いただくことがあります。

確認調査対象でない方におかれましても、この機会に被扶養者が要件を満たしているか、今一度ご確認ください。

特に確認いただきたい事項

就職等で他の健康保険証を持っていませんか？

- ・被扶養者自身が他の健康保険組合に加入した場合は、認定取消手続きが必要です。
※勤務形態や収入の如何は関係ありません。
※たとえ短い期間の加入であっても、必ず認定取消手続きが必要です。

パート・アルバイト等で収入が限度額以上になっていませんか？

被扶養者の収入限度額は、年額130万円・月額108,334円です。

- ・雇用日時点で年額130万円以上が明白又は見込まれる場合、雇用日が認定取消日になります。
- ・勤務時間や勤務日数が定まらない場合、4ヶ月連続で限度額を超えると、最初に限度額を超えた日から4ヶ月目の初日を認定取消日とします。

年金額の決定・改定により、収入が限度額以上になっていませんか？

- 障害を支給事由とする公的年金を受給する程度の障害を有する方
- 60歳以上の方

上記の方の収入限度額は、年額180万円・月額150,000円です。

- ・年額180万円以上の収入額となることが決定した際は、認定取消手続きが必要です。

同居だった被扶養者と別居になっていませんか？

- ・組合員が被扶養者と別居の場合、生計を維持するのに必要な額を組合員が送金していることが必要です。
- ・具体的には、被扶養者の収入額と送金額の合計額に占める割合が3分の1を上回る額を送金していること（被扶養者の収入額のおよそ2分の1以上を送金していること）が必要です。
※たとえば、被扶養者の収入がゼロの場合であっても、生計を維持するために必要な額の送金は必要です。

(注) 上記は一例ですので、被扶養者の範囲や所得の考え方、取消手続きについては、「教職員のための共済のしおり令和5年3月改訂版」P.29～P.37をご確認ください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認に関する特例は、令和6年3月末まで延長となっております。

なお、新型コロナウイルスワクチン感染症に伴う持続化給付金等の各種給付金は、恒常的な収入に含まれません。

◆ 教職員のための
共済のしおり
令和5年3月改訂版

